

地主・経営者のための  
情報マガジン

11  
November

# Agri Times

あぐりタイムズ / 2016 vol.136

## どこまでOK? 医療費控除の活用方法



東京丸の内事務所

営業職に  
大いに役立つ!  
**100切り!  
ゴルフ予備校**

第49回

アドレスは股関節の前傾で  
作りましょう

## 家族に支払った給与を 必要経費にする方法

テレ東系列  
「ゴルフの真髄」枠  
**TVCM**  
全国放送中



# どこまでOK? 医療費控除の 活用方法

薬代や治療代も年間で換算すると結構な金額になるものです。医療費が沢山かかった場合、一定の要件を満たすものであれば、所得税の確定申告で控除できます。どこまでを控除対象とできるかについては、以下の解説を参考にして下さい。



今日は山崎が  
お伝えします!

つまり、美容整形手術、健康増進のためのビタミン剤、漢方薬、アレルギー体质用ミルク、インフルエンザ予防接種の費用などは医療費には該当しないことになります。

人間ドックは控除対象にはなりませんが、健康診断により重大な疾病が発見され、引き続きその疾病的治療をした場合には、その健康診断費用も医療費に含めることができます。



## 1 医療費控除の範囲

医療費控除を受けるには、以下の要件を満たしている必要があります。

- 納税者本人や、納税者と生計を一にする配偶者やその親族の為に支払った医療費であること  
※同一生計内であれば、所得の有無は関係ありません
- その年の1月1日から12月31までに実際に支払った医療費であること  
※例えば、12月終わりから翌年1月初めにかけて入院した場合において、入院費用の支払が翌年になったときは、翌年の医療費控除の対象になります

また、控除の対象となる「医療費」とは、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他の状況に応じて一般的に支出する水準を著しく超えない部分の金額をいいます。

- ①医師または歯科医師による診療または治療
- ②治療または療養に必要な医薬品の購入
- ③病院、診療所(指定介護老人福祉施設を含む)または、助産所へ入所するための人的役務の提供
- ④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に規定する施術者  
または柔道整復師法に規定する柔道整復師による施術
- ⑤保健師、看護師または准看護師による療養上の世話
- ⑥助産師による分娩の介助

## 医療費控除額の式

### 医療費控除対象金額(200万円が限度額)

$$= \left[ \frac{\text{実際に支払った医療費}}{\text{医療費の合計額}} - \frac{\text{補てん金額(注)}}{\text{医療費の合計額}} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{「10万円} or 「所得金額の合計額の5%} \\ \text{そのいずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$$

(注)補てんされる金額とは、社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払を受ける生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などです。

## 2 判断に迷うケース

### ①差額ベッド代

入院費については、医師等による診療等を受けるための直接的な費用として、医療費控除に含まれることになります。しかし、個室の場合、たいてい差額ベッド代が生じます。重症で個室に入ることが治療上必要である場合は、医療費控除の対象になります。しかし、「相部屋ではなく個室がいい」といった本人の希望であるような場合は、症状に関係なく個室に入ったので、通常必要な医療費とは認められず、差額部分は医療費控除の対象とはなりません。

## ②歯科医の治療

金冠や人工歯などを装てんし、保険外診療として多額の料金を支払う場合がありますが、これらの費用が医療費控除の対象になるかは一括りには出来ないところです。所得税法が医療費控除の対象としている医療費の範囲は、必ずしも健康保険法等で認められた保険診療の費用に限られません。病状・症状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額については、保険診療以外でも含まれることとなります。

## ③松葉杖や車椅子など医療器具の購入費用

日常最低限の生活をするために購入した松葉杖や車椅子の購入費用は、医療費控除の対象とはなりませんが、その松葉杖や車椅子が医師等による診療等を受けるため直接必要なものに該当する場合には、医療費控除の対象となります。医師の指示に基づいて購入した医療器具も同様です。

ただし、防ダニ寝具のようなものは、それ自体が「医療器具等」に当たらないので、医師等に購入を勧められたかどうかにかかわらず、その購入費用は医療費控除の対象とはなりません。

提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年間です。

後日、医療費の領収書等の返却を希望される場合は、申告書に添付せずに、領収書等の返却を希望する旨の、一定の書面と切手と返信用封筒を同封して下さい。

電子申告の利用により提出を省略した領収書等の保管義務の期限は5年間とされています。使用した資料は計算の後も簡単に処分せず、しっかり管理しておきましょう。

また、平成28年の税制改正によって平成29年1月1日からは、スイッチOTC薬(※)控除(医療費控除の特例)の適用が始まります。

(※)要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)

医療費削減の一環で、市販されている薬でのセルフメディケーションを推進するためです。一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年に支払った合計額が1万2千円を超えるときは、超える部分の金額の購入費用をその年分の総所得金額等から控除できる制度です。

ただし、この制度の適用を受ける場合には、現行改正前の医療費控除の適用を受けることはできないことから、現行改正前の医療費控除制度との選択適用となります。

# ランドマーク便り

## メディア掲載情報

相続税に関する相談件数が**9,800**件を超えました。  
相続税申告、対策のお問い合わせをお待ちしております。

テレビ・ラジオ  
出演

【チバテレビ】  
「燃える男 中畠清の1・2・3絶好調」に  
出演!



チバテレビで元巨人軍、初代横浜DeNA元監督の中畠清氏がMCを務める新番組「燃える男 中畠清の1・2・3絶好調」にランドマーク税理士法人が出演しました。

<http://www.chiba-tv.com/program/detail/1060>

ニュース

【ホームページ】  
士業専門サイト「士業のミカタ」に  
掲載されました!



士業専門サイト「士業のミカタ」にランドマーク税理士法人の代表税理士 清田が、経営方針とプランディングについて取材を受けました。

<https://mikata.me/article/5527/>

## 10月 セミナー・税務無料相談会のご案内

### セミナー

10月【地主様・家主様 必見!】  
遺言書作成における留意点

10/12(土)  
14:00~16:00  
TEL:042-720-4300

町田会場  
14:00~16:00  
TEL:042-720-4300

湘南台会場  
14:00~16:00  
TEL:0466-86-7025

みなとみらい会場  
14:00~16:00  
TEL:045-263-9730

川崎駅前会場  
10:00~12:00  
TEL:044-589-4110

10/18(火)  
14:00~16:00  
TEL:03-5904-8730

池袋会場  
14:00~16:00  
TEL:03-5904-8730

### 税務無料相談会

10/5(水)  
14:00~16:00  
TEL:0466-86-7025

丸の内会場  
14:00~16:00  
TEL:03-6269-9996

10/12(土)  
14:00~16:00  
TEL:045-263-9730

10/14(月)  
10:00~12:00  
TEL:044-589-4110

10/18(火)  
14:00~16:00  
TEL:03-5904-8730

こちらからお申込み受付中!

<http://www.zeirisi.co.jp/seminar/index.html>

# 家族に支払った給与を 必要経費にする方法

Q

私は不動産賃貸経営を行っており、家族に事務処理等を手伝ってもらっているため、給与を支払いたいと思っているのですが、この給与は必要経費とすることができますか。また、その場合の要件などについて教えてください。



今は嶋田が  
お伝えします！

A

不動産事業を個人形態で行っている方は、家族を従業員とし、その家族に対して給料を払っているケースが多く見受けられます。不動産所得の青色申告の事業専従者給与又は白色申告の事業専従者控除については、事業的規模の場合は適用がありますが、それ以外の場合には適用がありません。

法人形態の場合には、定期同額給与に該当すれば支払った給与を損金の額に算入することができます。もちろん個人形態でも一定額を必要経費として収入から差し引くことができますが、青色申告と白色申告とでは家族に対する給与の取り扱いが異なるのでご注意下さい。

## 1. 青色専従者給与と専従者控除

個人事業者が生計を一にしている家族を従業員とした場合に、その家族に対して給与を支払うことがあります。この給与は原則として必要経費にはなりません。しかしながら、特例で一定額を必要経費にすることができます。このとき、青色申告の場合と白色申告の場合で適用される特例が異なります。青色申告の場合には青色専従者給与の特例、白色申告の場合には専従者控除の特例になります。それぞれのメリットと要件は次のとおりです。

### (1) 青色専従者給与の特例

メリット

不相当に高額な金額でなければ、家族に支払った給与の全額を必要経費にすることができます。

要件

- ① その年の12月31日現在で15歳以上である生計を一にする配偶者その他の親族に対して支払われた給与であること(ただし、その年を通じて6ヶ月を超える期間、その事業に専ら従事していることも要件になりますので、学生(夜間学生を除く)や他の職業に従事している人などは事業専従者になることはできません。)
- ② 原則、青色専従者給与を支払う年の3月15日までに「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄の税務署長に提出していること
- ③ 届出書に記載されている方法により支払われ、かつその記載されている金額の範囲内で支払われたものであること

### (2) 専従者控除の特例

メリット

事業主の配偶者であれば86万円、配偶者でなければ50万円、または、この控除をする前の事業の所得金額を専従者の数に1を足した数で割った金額とのいずれか少ない金額を必要経費にすることができます。

要件

- ① その年の12月31日現在で15歳以上である生計を一にする配偶者その他の親族(その年を通じて6ヶ月を超える期間、その白色事業者の事業に専ら従事している者)がいること
- ② 確定申告書にこの控除を受ける旨、その金額など必要な事項を記載すること

ただし、上記の事業専従者(青色、白色共に)に該当する場合には、配偶者控除や配偶者特別控除及び扶養控除の適用対象者になることができません。そのため、事業専従者に対する給与の額が少ない場合には、かえって不利になることもあります。いずれが有利なのか、状況をふまえて検討する必要があります。

## 2. 青色申告のすすめ

白色申告を行っている場合、青色申告にすることで、上記の専従者控除よりも有利な青色事業専従者給与の特例を適用することができます。また、正規の簿記の原則に従い複式簿記により記帳した場合には65万円(複式簿記によらない場合は10万円)の青色申告特別控除の特典や減価償却資産の計算の特例を受けることができます。

売掛金や未収入金の多い方であれば、貸倒引当金の設定もできます。

近年、パソコンなどの普及により、正規の簿記の原則に従った帳簿を作成するのも比較的簡単になっています。

青色申告に切り替えて節税を検討してみてはいかがでしょうか。

ただし、不動産事業の方が白色申告から青色申告へ変更して65万円の青色申告特別控除を受けるためには、事業的規模(5棟10室以上)を満たすことが要件になりますので、ある程度の規模をもって事業を行っていることが条件になります。しかしながら、事業的規模に満たない場合であっても10万円の控除はできますので節税対策としてはおすすめです。

営業職  
必見!

# 100切り! ゴルフ予備校

営業職に  
大いに役立つ!

合理的な練習方法こそが、ダンゴツのスコアのコツです。

ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル

## 第49时限

### アドレスは股関節の前傾で作りましょう

こんにちは大崎です。

ゴルフスイングの難しいところは、日頃使わない筋肉ばかりを多用するところです。

その中でも、股関節周りの筋肉の動きはとても大切になります。

基本的な考え方として、セットアップ時の前傾は

股関節周りの筋肉を意識して上半身の前傾に導きます。

日常生活では前傾(前屈み)は腰を曲げる感覚で行うはずです。

ほぼ100%股関節から前傾する感覚はないでしょう。

ということで、股関節周りの筋肉を使用しての前傾は、ゴルフ初心者は勿論のこと、多少ゴルフが解ってきたくらいでは身体は反応してくれないものです。

今回は身体に股関節からの前傾を覚えてもらうためのドリルルーティンです。

軽くジャンプをして膝のクッションを感じます。

STEP 1



STEP 2



STEP 3



STEP 4



STEP 5



この股関節からの前傾は、初心者はもとより中級者でも、できない方が多数いらっしゃいますので、練習の際にはマメにこの動きを取り入れるようにして、体に覚えさせましょう。

スコアーアップ

あなたなら絶対出来ます

ゴルフセットアップの前傾のカギは股関節です



町田モダンゴルフ リアルレッスン

講師: 大崎 聰 (おおさき あきら)

ご相談お申込みは > 090-3105-7246

サイトではお役立ちレッスンをご紹介しています。

ameblo.jp/hoshitakato/  
100切りゴルフ予備校 検索

ゴルフのお悩み、私が解決します!